

ゆうケア 訪問看護ステーション

訪問看護利用契約書

(兼重要事項説明書)

株式会社 ゆうケア

(介護予防) 訪問看護サービス契約書

様（以下「利用者」といいます）と**ゆうケア 訪問看護ステーション**（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）訪問看護サービス（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、20____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画の取り扱い）

事業者は、介護保険利用者においては居宅サービス計画に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。健康保険利用者においては、主治医の指示書に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。作成後は、いずれも利用者に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。

第5条（サービスの実施）

サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

2 利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）の無償提供を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、サービスについて、事業所説明書に定める所定の料金に基づいたサービス利用料金に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を事業所に支払うものとします。

2 サービス利用料金は1ヵ月毎に計算し、口座振替にて翌月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払い頂きます。毎月15日までに請求書を発行し、入金確認後領収書を発行いたします。

3 新規の利用者や諸事情により振替ができなかった場合は、翌月に2ヶ月分まとめて引き落としになる場合があります。

4 その他保険外のサービスについては料金を別途定め、事前に提示します。

第7条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者の義務）

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産も安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第9条（守秘義務）

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者のおよびその家族の個人情報を用いませ

3 事業者は、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、サービス担当者会議等においても同様とします。

第10条（サービス提供の記録）

事業者は、サービスの提供に関する記録を行うこととし、これをこの契約完結後5年間保管します。

2 事業者は、サービス提供ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入し、利用者の希望があれば事業所の営業時間内に記録簿を閲覧することができます。

3 利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関するサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。

第四章 事業者の義務違反

第11条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

第13条（契約の事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院をした場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第14条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ② 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第15条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による第6条に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第16条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は健康保険法・介護保険法その他所法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 ゆうケア
所在地	愛媛県松山市空港通三丁目9番3号
代表者名	代表取締役 大年裕次郎
電話番号	089-971-0255
法人設立年月日	平成 26年 6月 2日

2. 事業所の概要

事業所の名称	ゆうケア 訪問看護ステーション
所在地	愛媛県松山市空港通三丁目9番3号
責任者	末永さゆり
電話番号	089-971-0255
指定番号	3860193303
開設年月日	令和 7年 6月 1日

3. 事業の目的

株式会社 ゆうケア（以下「事業者」といいます。）が開設するゆうケア 訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます。）が行う訪問看護事業、介護予防訪問看護事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」といいます。）に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等（以下「看護職員等」といいます。）が、利用者の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な訪問看護、介護予防訪問看護（以下「サービス」といいます。）を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- 1 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護状態となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

5. 通常の事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 松山市（島しょ部を除く）

(2) 営業日及び営業時間

【営業日】 月曜日から 金曜日 ※但し、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

【営業時間】 08：30～ 17：30 営業時間外の訪問看護については、相違段に応じます。

電話等による連絡は、24時間対応可能です。

大雪・台風等によりサービスの中止・変更をお願いする場合がございます。

6. 職員の体制

- (1) 管理者 1名【常勤兼務（看護師）】
- (2) 看護師 3名以上【うち1名以上は常勤】
- (3) 理学療法士 1名【非常勤】

7. サービスの提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護師がサービスを実施します。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法のサービスの提供に際しては、居宅介護支援事業者等との連携を図ります。

8. サービスの内容

利用者個々に（介護予防）訪問看護計画書を作成し、以下のサービスを提供します。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭や洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) リハビリテーション
- (8) その他医師の指示による医療処置

9. 緊急時などにおける対応方法 緊急時などにおける対応方法

- (1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、サービスを開始します。
- (2) サービス実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

10. サービス利用料金

- (1) 介護保険の場合 ※介護保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

〔訪問看護〕

■基本利用料（1単位あたり10円）

訪問時間	20分未満	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満
単位	314単位	471単位	823単位	1,128単位

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合は、294単位（1回につき）

〔介護予防訪問看護〕

訪問時間	20分未満	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満
単位	303単位	451単位	794単位	1,090単位

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合は、284単位（1回につき）

■その他の加算料金

特別管理加算	(Ⅰ)	500単位／月
	(Ⅱ)	250単位／月
長時間（介護予防）訪問看護加算		300単位／回
複数名訪問加算	30分未満	254単位／回
	30分以上	402単位／回
ターミナルケア加算		2,500単位／死亡月
緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅱ）		574単位／月
夜間加算（18：00～22：00）		25%を加算／回
早朝加算（06：00～08：00）		25%を加算／回
深夜加算（22：00～06：00）		50%を加算／回
退院時共同指導加算		600単位／回
初回加算	(Ⅰ)	退院日に訪問した場合
	(Ⅱ)	退院日の翌日以降に訪問した場合
		350単位／月
		300単位／月

(2) 健康保険の場合 ※健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。
〔訪問看護〕

■基本利用料

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師による訪問	週3日目まで		5,550円／日	
		週4日目以降		6,550円／日	
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及びび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合			12,850円/日	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	週3日まで		5,550円/日	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者で 同一日複数者	週3日まで	同一日2人	5,550円/日	
			同一日3人	2,780円/日	
		週4日以降	同一日2人	6,550円/日	
			同一日3人	3,280円/日	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	週3日まで	同一日2人	5,550円/日	
			同一日3人	2,780円/日	
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊中の訪問看護）				8,500円／日
	訪問看護管理療養費	月の初日			7,670円／日
月の2日目以降			3,000円／日		

■その他の加算料金その他の加算料金

24時間対応体制加算		6,520円／月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000円／月
	上記以外	2,500円／月
特別管理指導加算		2,000円／回
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円／死亡月
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円／日
	月15日目以降	2,000円／日
夜間・早朝訪問看護加算(18：00～22：00)・(06：00～08：00)		2,100円／回
深夜訪問看護加算（22：00～06：00）		4,200円／回
退院時共同指導加算		8,000円／回
退院支援指導加算		6,000円／日
	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者	8,400円／日
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円／回
	看護補助者	3,000円／回
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問した場合	4,500円／日
	1日3回以上訪問した場合	8,000円／日
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円／月
保険給付対象外の訪問		別紙参照

〔精神科訪問看護〕

■基本利用料基本利用料

精神科基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで	30分未満	4,250円／日
		30分以上	5,550円／日
	週4日目以降	30分未満	5,100円／日

			30分以上	6,550円／日
精神科基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者 で 同一日複数 者（30 分未満 の場合は 別）	週3日まで （30 分以上）	同一日2人	5,550円/日
			同一日3人	2,780円/日
		週4日目以降 （30分以上）	同一日2人	6,550円/日
			同一日3人	3,280円/日
精神科基本療養費（Ⅳ）	（外泊中の精神科訪問看護）			8,500円／日
訪問看護管理療養費	月の初日			7,670円／日
	月の2日目以降			3,000円／日

■その他の加算料金その他の加算料金

24時間対応体制加算		6,520円／月
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円／日
	月15日目以降	2,000円／日
長時間精神科訪問看護加算（90分を超えた場合）		5,200円／回
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円／回
深夜訪問看護加算		4,200円／回
複数名訪問看護加算		4,500円／回
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円／月

<その他の利用料金（自己負担）>（消費税込）

- ・通常の事業の実施地域外の場合の交通費 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり50円
- ・キャンセル料 2,000円/回（前日の17：00までに連絡がない場合。なお、体調不良等のやむを得ない場合は除く。）
- ・複写料 1枚10円
- ・在宅にて死後の処置（エンゼルケア）を行った場合10,000円
- ・サービスに必要な材料費（保険適応外の衛生材料） 実費

<その他加算についての同意事項>

サービスは、主治医の指示書や居宅サービス計画書、ご利用者の状態に応じ、（介護予防）訪問看護計画書を立てて行います。尚、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対して、特別管理加算が算定されます。

【 同意します・ 同意しません 】

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外の訪問を必要とする利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急時（介護予防）訪問看護加算又は24時間時間対応体制加算が算定されます。

【 同意します・ 同意しません 】

11. サービスの利用に関する留意事項

- （1）事業者に対して訪問看護職員の交替を申し出ることはできません。また、利用者から特定の訪問看護職員の指名はできません。
- （2）利用者は、事業所が定めたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- （3）サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。
- （4）サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- （5）サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

12. 訪問の際の禁止行為

訪問看護職員は、利用者に対するサービスの提供にあたって次に挙げる行為は為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
- (2) 利用者の家族等に対するサービスの提供。
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 末永さゆり
-------------	-----------

- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載する行為。

16. 苦情申立・虐待相談窓口について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業所の窓口】のとおり）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりとします。

- ①利用者は、苦情の内容を口頭又は文書により事業所の苦情窓口に伝えます。
- ②相談担当者は、申し立てられた苦情内容について申立者と協議し、問題の解決に当たります。
- ③個別に対応が可能であるものについては、事業所は直ちに対処し、問題を解決します。
- ④苦情内容が、複数の利用者の利害または安全等に関する内容であることが判明した場合は、その内容やその解決方法等について、行政機関と協議または報告するものとします。
- ⑤苦情の内容は記録簿に記録して鍵付き書庫でサービス完結の日から5年間保存します。

(2) 苦情申立・虐待相談窓口

【事業所の窓口】 ゆうケア 訪問看護ステーション管理者	所在地 松山市空港通3丁目9番3号 電話番号 089-971-0255 ファックス 089-971-0573 受付時間 8:30～17:30 （土日祝・年末年始休み）
--------------------------------	--

【市町村（保険者）の窓口】 松山市福祉推進部指導監査課	所在地 松山市二番町4丁目7番2号 電話番号 089-948-6968 受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始休み）
【公的団体の窓口】 愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 089-968-8700 受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始休み）
【公的団体の窓口】 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 089-998-3477 受付時間 9:00～16:30（土日祝・年末年始休み） (12:00～13:00を除く)

17. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年に2回以上、実施します。

18. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へ事故報告書を提出します。

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名の上、それぞれが1通ずつを保管するものとします。また、その提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日20 年 月 日

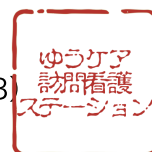
事業者

名 称 株式会社 ゆうケア
住 所 愛媛県松山市空港通三丁目9番3号
代表者 代表取締役 大年裕次郎



事業所

名 称 ゆうケア 訪問看護ステーション（指定番号3860193303）
代表者 管理者 末永さゆり



重要事項説明者

職名 管理者 氏名 末永さゆり

私は、当事業者から契約に関する重要事項の説明を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利用者

住 所

氏 名

印

私は、本人の契約意思を確認し、署名を代行します。

(家族代表)

住 所

氏 名

(利用者との続柄：)

印

(代理人)

住 所

氏 名

(利用者との関係：)

印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 個人情報を利用する目的

- (1)サービスの提供を受けるにあたって、サービス担当者会議等において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2)上記(1)の他、主治医、介護支援専門員及び介護サービス事業所との連絡調整等のために必要な場合。
- (3)現にサービスの提供を受けている際、本人が体調等を崩し又は受診・入院した場合に、医師・看護師等に説明する場合。
- (4)市町村や保健所の実施する保健福祉サービスとの連携を強化し総合的な在宅療養を実施する場合。
- (5)医療関係実習生受け入れ時にカルテの開示、情報提供、訪問の同行をする場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1)居宅サービス計画に及び（介護予防）サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2)病院又は診療所
- (3)担当地域の市役所又は保健所
- (4)実習を委託している教育機関

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1)個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- (2)個人情報を使用した会議等、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

以上

20 年 月 日

ゆうケア訪問看護ステーション

利用者

住所

氏 名

私は、本人の意思を確認し、署名を代行します。

(家族代表)

住所

氏 名

(利用者との続柄：

(代理人)

住所

氏 名

(利用者との関係：

)